

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
道路維持作業用車両の賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
軽トラック 1 台のメンテナンスリース
- (3) 借入物品の内容等
別紙 仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和 8 年12月 2 日から令和14年12月 1 日まで
- (5) 納入場所
愛媛県南予地方局建設部（宇和島市天神町 7 番 1 号）
- (6) 入札方法
入札金額は、1 月当たりの借入代金を記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 8 ～10年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 愛媛県内において、自動車のリース実績を有する者であること。
- (5) 愛媛県内に契約可能な事業所を置く者であること。
- (6) 南予地方局付近に車両のメンテナンスを円滑に実施できる拠点があること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式 1。以下「申請書」という。）を南予地方局長に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
また、南予地方局長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、入札までに書面により通知する。
- (3) 申請書は、持参又は郵送（簡易書留とし、受付期間中に必着とする。）により提出すること。
- (4) 申請書の作成
- ア 別添 2「入札参加資格確認申請書作成要領」に準拠して作成すること。
 - イ 様式 2「仕様確認書」にて仕様書に示す性能条件を満たしていることを示すこと。
 - ウ 様式 3「納入実績表」にて、愛媛県内でのリース実績を示すこと。
 - エ 様式 4「リース車両の保守体制」により、迅速かつ適切な保守サービスの体制が取れることを示すこと。
 - オ 上記アからエの条件を満たさない場合は、入札参加を認めない。
- (5) 申請書の受付
- ア 受付期間
公告の日から令和 8 年 8 月 17 日(月) 午後 5 時 00 分まで
ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 受付場所
愛媛県南予地方局建設部管理課庶務担当
〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町 7 番 1 号
電話 (0895)22-5211 (内線405)
- (6) 製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。
- 製造の請負等申請書の提出先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912-2156

4 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、仕様書、契約書（案）等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、3 (5) イに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書（様式 5）を、持参又は郵便（書留郵便に限る。以下同じ。）により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ア 件名
 - イ 入札金額

- ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。）
- エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。なお、代理人が入札する場合は、入札参加者本人の押印はしないこと。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状（様式6）に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、直接提出する場合には、封入の上、提出すること。郵送等（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ）により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮に氏名を朱書し、外封筒の封皮には「8月26日開札〔道路維持作業用車両の月額賃借料〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札金額は、当該契約履行に要する一切の諸経費を含めた月額借入金額を見積もるものとする。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、仕様書等に記載の諸条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札書の提出先及び提出日時
- ア 提出先
愛媛県南予地方局建設部管理課
〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号
- イ 提出期限
- ① 持参による場合
令和8年8月26日（水）午後1時59分まで
- ② 郵便等による入札の場合

入札書は、令和8年8月24日（月）午前8時30分から令和8年8月26日（水）午後1時まで、アに掲げる場所に必着のこと。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和8年8月26日（水） 午後2時00分

愛媛県南予地方局3階 会議室

- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が、開札に立会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外の者は入室できない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場することができない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格確認結果通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、2回を限度として再度の入札を行う。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

6 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から137条までの規定による。

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札(契約)保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

7 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 件名又は入札金額のない入札書

- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札書や代理入札において、入札書に代理人の印と代表者印の両方が押されているなど、意思表示者が不明瞭である入札書
- (6) 件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書
- (10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 再度の入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (12) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (13) その他、愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合がある。また、入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適当と認められるとき。

なお、最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者としてある。
- (4) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、速やかに公表する。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札後、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (7) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電

子契約」という。)が可能である。

- (8) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール(dobokukanri@pref.ehime.lg.jp)にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (9) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

9 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

- (1) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。
ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

10 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内(土日、祝日は含まない。)に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

11 契約条項

別添1 賃貸借契約書(案)のとおり

12 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関して質問等がある場合は、原則として、質問書(様式8)を電子メールにて提出することにより受け付け、数日中に回答する。

なお、件名は、「道路維持作業用車両の賃貸借に関する照会」とすること。

また、質問の回答については、入札参加資格確認申請書の提出があった全ての者に、入札参加資格確認申請書又は質問書に記載された連絡先に電子メール又はFAXで適宜通知する。

ア 照会期間：公告日から令和8年8月17日(月)午後5時00分まで

イ 担当部署：愛媛県南予地方局建設部管理課庶務担当

ウ 提出方法：電子メールで提出すること。(送付先 nan-kanri@pref.ehime.lg.jp)